

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

令和 5 年 10 月
厚生労働省保険局
医療介護連携政策課

1. 改正の趣旨

- 被保険者としての資格をマイナンバーカードを利用して確認するオンライン資格確認については、外来診療等を行う保険医療機関及び保険薬局以外の施設等にも用途を拡大し、マイナンバーカードにより受診しやすい環境を整備する必要がある。このため、健康保険法第 88 条第 1 項等に規定する指定訪問看護については、業務効率化や質の高い医療の提供が実現する等の観点から、令和 6 年 6 月からオンライン資格確認を導入することとしている。
- 今般、訪問診療・訪問看護等における新たなオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）が構築されることを踏まえ、居宅同意取得型に実装される再照会機能（※）を活用した資格情報の確認を、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）から訪問診療等を受ける場合における資格確認の方法として位置付けることとする。
 - ※ あらかじめ保険医療機関等において、マイナンバーカードの本人確認により取得した患者等の資格情報を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得する機能

2. 改正の概要

（1）健康保険法施行規則の一部改正

患者が保険医療機関等から訪問診療等を受けようとする場合であって、当該保険医療機関等からオンライン資格確認による確認を受けてから継続的な療養等を受けている場合において、当該保険医療機関等において、過去に取得した当該患者の資格情報を用いて、あらかじめ保険者に照会することにより更新した資格情報に基づき、被保険者であることの確認を受ける方法を、資格確認方法に位置づける。

（2）船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）の一部改正

（1）に準じた改正を行う。

（3）その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項（第 110 条第 7 項において準用する場合を含む。）
- 船員保険法（昭和 14 条法律第 73 号）第 53 条第 6 項（第 76 条第 6 項において準用する場合を含む。）
- 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 36 条第 3 項（第 52 条第 6 項、第 52 条の 2 第 3 項、第 53 条第 3 項及び第 54 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 64 条第 3 項（第 74 条第 10 項、第 75 条第 7 項、第 76 条第 6 項及び第 82 条第 2 項において準用する場合を含む。）

4. 施行期日等

- 公布日：令和 5 年 11 月中旬（予定）
- 施行期日：令和 5 年 12 月 1 日（予定）